## 農業用軽油の免税証交付申請についてのお知らせ

令和7(2025)年分の農業用軽油免税証の交付申請を受付します。<u>混雑が予想される時間帯を避ける等、</u>皆様の御協力をお願いします。朝一番は非常に混み合いますので、10:30 以降の来所を推奨しています。

受付日	対象地区	会場
1月7日(火)	鹿沼・東大芦 西大芦・粟野・粕尾 永野・清洲	N 至・日光 至・大谷 至 · 日 光
1月8日(水)	北押原・南押原	・ 日光 至・日光 至・日光 至・日光 五橋町 上 古 梅
1月9日(木)	菊沢・板荷 加蘇・南摩	県上都賀庁舎 本館5階大会議室1・2 (鹿沼市今宮町1664-1)
1月10日(金)	北犬飼・東部台	受付時間 午前の部 <u>9:30</u> ~11:30 午後の部 13:00~15:00

## 持参するもの

- ①継続申請の場合
  - · 免税軽油使用者証
  - ・手数料420円(免税軽油使用者証の有効期限が令和7年12月30日までに切れる場合)
  - ・免税軽油の引取り等に係る報告書と納品書
  - ・市農業委員会で交付される耕作面積の証明書(耕作面積が増えて増量を希望される方のみ)
    - →農作業受委託契約をされている方は「農作業受委託証明書」も必要です。

## ②新規申請の場合

- ・市農業委員会で交付される耕作面積の証明書
- 手数料420円
- ・使用する機械の詳細が分かる売買契約書又は取扱説明書やカタログ

手数料420円はつり銭の無いようにご準備ください。

## ご注意ください ①増量及び新規申請の場合、免税証は後日交付となります。

- ②「委託を受けて農作業を行う者」も対象になります。申請には、市農業委員会の「農作業受 委託証明書」が必要です。
- ③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

お問い合わせ先 鹿沼県税事務所 課税課 TEL0289-62-6202